

退職後に出国される外国人の 町県民税納税管理人の届出について

納税管理人とは、納税義務者の代わりに納税通知書・還付通知書の受領や税金の納付など納税に係る事務を管理する人です。納税管理人を設定する場合は、納税管理人申告書兼承認申請書に必要事項を記入のうえ、住民課へ提出してください。なお、納税管理人に選定できるのは日本国内に住所を有する個人・法人です。（お知り合いの方を指定することもできます。）

租税条約該当者など非課税であることが明確である場合、納税管理人の届出は必要ありません。

町県民税は原則として1月1日（賦課期日）時点で上島町に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。年の途中で上島町から転出した場合も、税額は変わりません。国外へ転出される場合には納税通知書を送付できませんので、下記の手続きが必要となります。

出国される方が特別徴収（給与天引）の場合

○12月末までの退職・国外転出

出国前の最後の給与により一括徴収をお願いいたします。

○1月1日以降の退職・国外転出

- ①当該年度分について、出国前の最後の給与により一括徴収をお願いいたします。
- ②新年度の町県民税も課税されますので、納税管理人の届け出をお願いいたします。
- ③対象の方について、町県民税税額試算依頼書をご提出ください。新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、出国前に税額をお預かりいただき、6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。

出国される方が普通徴収（本人納付）の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の町県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。

★上記のいずれの場合も、退職後に納めていない税額がある場合、本人の代わりに納税をしていただくため納税管理人の届出が必要です。

※各書式は上島町ホームページからダウンロードできます。